

「PPP/PFI手法選択ガイドライン」 第4章 記載概要について

論点

- 本章の構成を確認いただく
- 現行ガイドラインからの修正作業を確認いただく

第4章の内容

- 第4章には、現行「PPP/PFI手法選択ガイドライン」の移植となる。
- 本章は、新たに「優先的検討規程」を作成する際に参考とするもの。
- 現行ガイドラインの目次構成は以下のとおり。
- 時点更新の他、新ガイドライン第1章～第3章の記載と重複するところは削除する。
- また、内閣府で進められている「優先的検討規程策定の手引」「優先的検討規程運用の手引」の見直し内容を反映させる。

＜現行PPP/PFI手法選択ガイドライン各章の概要＞

1 章

総 論

＝ガイドラインの位置づけ

PPP/PFI手法の優先的検討

- ✓ 下水道事業において、従来型の発注手法に優先し、多様なPPP/PFI手法の導入について検討する必要性

優先的検討規程目次（案）

- ✓ 下水道事業における優先的検討規程の目次案を提示

2 章

優先的検討規程（案）と解説

＝PPP/PFI手法の選択方法

対象事業とPPP/PFI手法の分類・選択

- ✓ 優先的検討の対象となる事業の整理
- ✓ 適切なPPP/PFI手法の選択に向けた流れ（フローチャート）の整理

簡易検討内容

- ✓ 前提条件の整理方法、従来型手法（PSC）とPPP/PFI手法の簡易な費用総額比較の方法

3 章

参考資料

＝参照資料の紹介

優先的検討規程（案）

- ✓ 下水道事業における優先的検討規程（案）の全文

単語集

- ✓ 優先的検討規程及び本ガイドラインで用いられている単語の定義等を整理

- R4年9月27日付で「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」が改定されたところ。
- 見直された箇所について、本ガイドラインに反映する。

全体構成

PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引 改定案 〈目次〉

はじめに

I 指針の位置付け等

- 1 指針の内容
- 2 指針のポイント
- 3 優先的検討規程の例

II 優先的検討の開始時期

- 1 指針の内容
- 2 指針のポイント
- 3 優先的検討規程の例

4 留意点

III 対象事業

- 1 対象事業の基準
 - 1 指針の内容
 - 2 指針のポイント
 - 3 優先的検討規程の例
- 2 対象事業の例外
 - 1 指針の内容
 - 2 指針のポイント
 - 3 優先的検討規程の例

IV 適切なPPP/PFI手法の選択

- 1 採用手法の選択
 - 1 指針の内容
 - 2 指針のポイント
 - 3 優先的検討規程の例
- 2 評価を経ずに行う採用手法導入の決定
 - 1 指針の内容
 - 2 指針のポイント
 - 3 優先的検討規程の例

V 簡易な検討

- 1 費用総額の比較による簡易な検討
 - 1 指針の内容
 - 2 指針のポイント
 - 3 優先的検討規程の例
- 2 その他の方法による簡易な検討
 - 1 指針の内容
 - 2 指針のポイント
 - 3 優先的検討規程の例

VI 詳細な検討

- 1 指針の内容
- 2 指針のポイント
- 3 優先的検討規程の例

VII 評価結果の公表

- 1 指針の内容
- 2 指針のポイント
- 3 優先的検討規程の例

VIII PPP/PFI手法の導入の拡大を図るために留意すべき事項

- 1 指針の内容
- 2 指針のポイント
- 3 参考

IX 人口20万人未満の地方公共団体における取組等

- 1 優先的検討の開始時期と対象事業の捕捉
- 2 手続きの簡略化における負担軽減
- 3 優先的検討規程の対象事業の考え方
- 4 庁内体制の整備

- 別紙1 採用手法選択フローチャート
- 別紙2 **事業概要調書**
- 別紙3 - 1 PPP/PFI手法簡易定量評価調書
- 別紙3 - 2 PPP/PFI手法簡易定量評価調書記載の根拠
- 別紙4 PPP/PFI手法簡易定量評価調書(記載例)
- 別紙5 簡易な検討の計算表
- 別紙6 簡易な検討の計算表(記載例)
- 別紙7 **PPP/PFI手法簡易定性評価調書**
- 参考1 優先的検討規程の例
- 参考2 - 1 関連する通知文書
- 参考2 - 2 指針概要
- 参考2 - 3 指針通知の流れ

※赤字は新規追加箇所

主な改定ポイント

特に人口20万人未満の地方公共団体において、PPP/PFIの導入が進んでいない要因として、導入検討のルールや体制が未整備であることやノウハウ不足、マンパワー不足等があげられる。

新たに優先的検討規程を策定する人口20万人未満の地方公共団体においても、実効性のある優先的検討規程とするために参考となる取組をまとめた。

1 優先的検討の開始時期と対象事業の捕捉

- 負担軽減のため、構想段階から優先的検討を意識し、庁内意思統一や情報収集を進めることが有効であることを記載。
- 事業担当課と連携し、早期段階で検討対象事業を捕捉することで、手続きの合理化が期待できる旨追記。

2 手続きの簡略化による負担軽減

- 採用するスキームや基本構想段階での検討状況等により、簡易検討を省略し負担軽減が期待できることを明示。
- 簡易検討において定性的評価やサウンディング結果の活用が可能であることを紹介し、そのひな型例を追加。

3 優先的検討の対象事業の考え方

- 対象事業の裾野拡大と、導入効果・負担増加のバランスを考慮する必要がある。
- 事業費基準を柔軟に変更している例や、事業費以外の基準を設けている例を紹介し、各地方公共団体の状況に応じてカスタマイズすることが有効である旨記載。

4 庁内体制の整備

- 規程に各部署の役割を明らかにした推進体制、運用のフローを位置づけ、庁内の優先的検討体制を構築することが重要である旨追記。
- とりまとめ部門を置き、各部門への支援体制を確保して、規程の運用の円滑化を図っている事例を紹介。